鳥取県告示第 591 号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年8月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日 平成19年6月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まちなかこもんず
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 井上 徹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 米子市東倉吉町57
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、地域住民・団体と連携・協働し、地域の資源を活かしコミュニティ・ビジネスの手法を通じた 地域活性化を目的とした事業の開発コーディネート及び運営を行い、米子市中心市街地の活性化に寄与するこ とを目的とする。